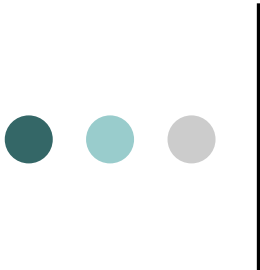




障害者自立支援法に関する 事業者説明会資料

平成21年3月9日

栃木県保健福祉部障害福祉課



障害者自立支援法に関する事業者説明会資料 目次

報酬改定関係	1
平成21年度障害福祉サービス報酬改定(案)の概要	1
障害者自立支援対策臨時特例交付金における対応	17
福祉医療機構における経営資金について	22
平成21年4月以降の新規加算について	24
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	28
事業コスト増に対する支援について	33
事業運営円滑化事業に係る激変緩和加算の請求について	42
(別冊)障害福祉サービス費等の報酬算定構造(案)	

平成21年度障害福祉サービス報酬改定（案）の概要

（注）以下の内容については、今後変更がありうるものである。

I. 基本的な考え方

平成21年4月の障害福祉サービス費用（いわゆる報酬）の額の改定については、プラス5.1%の改定を行うこととし、新体系事業、旧法施設及び障害児施設について、次の基本的な視点に立った改定を行う。

1. 良質な人材の確保

障害福祉サービスにおける福祉・介護人材の確保が困難である現状を改善し、質の高いサービスを安定的に提供するためには、福祉・介護人材の処遇改善を進めることが必要であり、専門性のある人材の評価を高めること等を通じて、良質な人材の確保を推進する。

2. サービス提供事業者の経営基盤の安定

利用者へのサービス提供基盤を確保するためには、サービス提供事業者が安定して事業を運営していくことができる状況が必要であることから、それぞれの事業の実情を十分に踏まえた上で、サービス提供事業者の経営基盤の安定を図るための措置を講じる。

3. サービスの質の向上

重度者への対応を含め、各サービスの目的・機能に即した良質なサービスの提供を促進することが重要であり、障害特性へのきめ細かな配慮や医療的なケアへの対応など、障害福祉サービスの質の向上を図る。

4. 地域生活の基盤の充実

地域生活を支える各種サービスの基盤整備を更に進めることが必要であることから、グループホーム・ケアホームにおける支援体制の充実など、各サービスの地域生活支援機能を高める。

5. 中山間地域等への配慮

いわゆる中山間地域等においては、規模の拡大を図ることが困難である等の事情により厳しい経営環境にあることから、小規模事業所によるサービス提供や中山間地域等に居住している者に対する訪問系サービスの提供を評価することにより、地域におけるサービス提供体制の確保を図る。

6. 新体系への移行の促進

新体系事業に移行した事業所は全体の約3割（平成20年4月現在）であり、移行をより一層促進するためには、新体系事業の報酬について旧法施設における人員配置等も踏まえてその充実を図ることが重要であり、就労継続支援事業における支援体制の充実を図るなど、新体系への円滑な移行のための環境を整備する。

II. 各サービスの報酬・基準見直し（案）の概要

1. 新体系事業

(1) 共通的事項

- 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、
 - ・ 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護）に関しては、
 - ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施等）
 - ② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上又は常勤職員によるサービス提供時間の割合が40%以上等）
 - ③ 重度障害者への対応（障害程度区分5以上の利用者の割合が30%（居宅介護の場合）以上）
- に取り組む事業所により提供されるサービスについて評価を行う。

特定事業所加算（Ⅰ）	（①～③のすべてに適合）	所定単位数の20%を加算
特定事業所加算（Ⅱ）	（①及び②に適合）	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅲ）	（①及び③に適合）	所定単位数の10%を加算

- ・ 療養介護、生活介護、児童デイサービス、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助において、
 - ① 社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所
 - ② 常勤職員の割合が75%以上の事業所又は勤続年数が3年以上の常勤職員が30%以上の事業所
- が提供するサービスについて評価を行う。

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（①に適合）
（日中活動系 10単位/日・居住系7単位/日）

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）（②に適合）
（日中活動系 6単位/日・居住系 4単位/日）

※（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを算定可能とする。

- 地域における小規模事業所の役割に着目し、小規模事業所により提供されるサービスへの配慮を行うため、日中活動系サービスについて基本報酬において定員20人以下の場合の単価を設ける。

定員20人以下	生活介護	1,299～583単位/日
	機能訓練	785単位/日
	生活訓練	748単位/日
	就労移行支援	850単位/日
	就労継続支援A型	590単位・539単位/日
	就労継続支援B型	590単位・539単位/日

- 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援について、食費負担を原材料費相当にする措置（食事提供体制加算）の適用期限を平成24年3月31日に延長する。
- 生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援について、サービス利用を予定していた日に急病等によりその利用の中止があった場合に、事業者において既にサービス提供体制を整えていること等に着目し、利用中止（欠席）時に行うフォローアップについて評価を行う。

欠席時対応加算 94単位（1月につき4回まで）

- 指定基準上看護職員の配置を要しない児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助において、医療的なケアを要する者に対し、医療機関との契約に基づく連携により当該医療機関から看護職員の訪問を受けて提供される看護について評価を行う。

**医療連携体制加算 500単位/日（利用者1人）
250単位/日（利用者2人以上）**

- 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援について、視覚障害、聴覚障害及び言語機能障害のある者並びに知的障害も含めた重複障害者の支援体制の強化を図るため、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の算定要件を緩和する。

**現行要件：視覚障害者等の人数が15人以上かつ30%以上
→ 「15人以上」という要件は撤廃。「30%以上」の算定に当たり、重複障害のある者をダブルカウント。**

- 新事業移行時特別加算について、新体系事業への移行が当面の一時的なものであることにかんがみ、廃止する（基金事業に移行して実施。）。

(2) 居宅介護

- 身体介護については、サービスの効果的な実施を推進する観点から、短時間の訪問について評価を行う。家事援助については、経営実態調査の結果を踏まえた基本報酬の見直しを行う。

身体介護（30分未満） 230単位/回 → 254単位/回

家事援助（30分未満） 80単位/回 → 105単位/回

（1時間未満） 150単位/回 → 197単位/回

（1時間30分未満） 225単位/回 → 276単位/回

- 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスについて評価を行う。

特別地域加算 所定単位数の15%を加算

- サービス提供責任者において特に労力を要する初回時及び緊急時の対応について評価を行う。

初回加算 200単位/月
緊急時対応加算 1回につき100単位（月2回まで）

(3) 重度訪問介護

- 基本報酬について、経営実態調査の結果を踏まえた単価見直しを行うとともに、サービス提供時間に即した給付とするために利用時間の区分の細分化を行う。

(1時間未満) 160単位/回 → 183単位/回
(1時間30分未満) (新設) → 274単位/回
(2時間未満) 320単位/回 → 365単位/回
1時間増すごとに143~152単位 → 30分増すごとに81~86単位

- 2人の従業者による移動介護について評価を行うとともに、居宅介護と同様に、特別地域加算、初回加算、緊急時対応加算を設ける。

(4) 行動援護

- 基本報酬において、居宅介護（身体介護）と同様に短時間のサービス提供を評価するとともに、その利用の実情を踏まえ、1日当たり5時間以上8時間未満のサービスについて評価を行う。

(5時間30分未満) 1,768単位/回
(6時間未満) 1,916単位/回
(6時間30分未満) 2,064単位/回
(7時間未満) 2,212単位/回
(7時間30分未満) 2,360単位/回
(7時間30分以上) 2,508単位/回

- 居宅介護と同様に、特別地域加算、初回加算、緊急時対応加算を設ける。

(5) 生活介護

- 基本報酬について、平均障害程度区分に基づく評価を見直し、利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。また、基本報酬体系の変更に伴い、手厚い人員配置をとってきた事業所によるサービスを加算で評価する。

生活介護サービス費（Ⅰ）～（ⅩⅠ） → 生活介護サービス費

（定員21人～40人の場合）

障害程度区分6	1, 170単位/日
障害程度区分5	884単位/日
障害程度区分4	633単位/日
障害程度区分3	572単位/日
障害程度区分2以下	525単位/日

		（定員60人以下）	（定員61人以上）
人員配置体制加算	（1.7：1）	265単位	246単位/日
	（2：1）	181単位	166単位/日
	（2.5：1）	51単位	44単位/日

- 自立訓練（機能訓練）と同様にリハビリテーション加算を創設。

（6）児童デイサービス

- 基本報酬について、経営実態調査の結果を踏まえ、他の日中活動系サービスと同様に利用率を勘案した見直しを行う。併せて、児童デイサービス費（Ⅱ）について、その算定を引き続き可能とした上で、サービス管理責任者の配置を基本報酬において評価する。

児童デイサービス費（Ⅰ）（1日当たり）

平均利用者1日10人以下	754単位	→	定員10人以下	828単位
11～20人	508単位	→	11～20人	558単位
21人以上	396単位	→	21人以上	435単位

児童デイサービス費（Ⅱ）（1日当たり）

平均利用者1日10人以下	407単位	→	定員10人以下	689単位
11～20人	283単位	→	11～20人	465単位
21人以上	231単位	→	21人以上	349単位

- 常時見守りが必要な障害児の支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導などを行うための指導員を、基準を超えて配置する事業所によるサービスについて評価を行う。

指導員加配加算 193～77単位/日

(7) 短期入所

- 短期入所を利用する日に他の日中活動系サービスを利用する場合の報酬区分を設ける。

福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）（18歳以上の者が利用する場合）

障害程度区分6	581単位/日
障害程度区分5	509単位/日
障害程度区分4	307単位/日
障害程度区分3	231単位/日
障害程度区分2及び1	166単位/日

- 医療的なケアを必要とする者に対応する短期入所サービスの提供体制の整備促進を図る観点から、
 - ・ 充実した看護体制（7：1以上）をとる医療機関により提供される短期入所サービスを評価する報酬区分を設ける。

医療型短期入所サービス費（Ⅰ） 2,600単位/日

- ・ 医療機関により提供される宿泊を伴わない短期入所サービスの提供について、報酬上の評価を行う。

医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅲ）

（宿泊を伴わないメディカルショート） 2,480～1,300単位/日

- サービス利用に当たってのアセスメント、環境調整等の手間を勘案し、連続30日以内の利用についてこれらの手間を評価する。

短期利用加算 30単位/日（利用開始から30日以内）

- 障害者支援施設等の入所施設以外の事業所（いわゆる単独型事業所）によるサービスについて、基準の明確化を図るとともに、評価を行う。

単独型加算 130単位/日

- 短期入所のサービスの質の向上を図る観点から、重度障害者に対する手厚い支援及び栄養士の配置による食事の提供について評価を行う。

重度障害者支援加算 50単位/日

栄養士配置加算 22単位・12単位/日

- 利用者負担上限額管理加算を算定可能とする。

地域生活移行個別支援特別加算 670単位/日（原則3年を上限）

- 経過措置として設けてきた小規模事業加算及び小規模事業夜間支援体制加算を廃止する。

(10) 施設入所支援

- 基本報酬について、平均障害程度区分に基づく評価を見直し、利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。また、基本報酬体系の変更に伴い、食事・入浴等の支援も含めた手厚い人員体制を加算で評価するとともに、重度障害者支援加算についても利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。

施設入所支援サービス費(I)～(XI) → 施設入所支援サービス費
(定員40人以下の場合)

障害程度区分6	400単位/日
障害程度区分5	328単位/日
障害程度区分4	256単位/日
障害程度区分3	180単位/日
障害程度区分2以下	115単位/日

夜勤職員配置体制加算	(定員40人以下で夜勤2人以上)	38単位/日
	(定員60人以下で夜勤3人以上)	30単位/日
	(定員61人以上100人以下で夜勤4人以上)	25単位/日

重度障害者支援加算(II)

施設入所支援サービス費の 算定区分に応じ	利用者個人の障害程度区分及び 人員配置体制加算等の算定状況に応じ
40～799単位/日	→ 10～735単位/日

- 強度行動障害者の支援について、初期の段階における手厚い支援を評価する。

重度障害者支援加算(II) 算定開始日から90日間につき、更に700単位/日を加算

- 医療的なケアを要する者への夜間の看護体制について報酬上の評価を行う。

夜間看護体制加算 60単位/日

- 入所前からのアセスメント等の支援を入所後当初において評価を行う。

入所時特別支援加算 30単位/日（入所日から30日間）

- 土日等日中活動サービスを算定しない日における入所施設によるサービス提供について、その重要性にかんがみ、基本報酬に加えて更に加算により評価する。

土日等日中支援加算 90単位/日

- 医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等の地域生活への移行に特別の個別支援を要する者に対する支援について評価を行う。

地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ） 12単位/日（体制加算）

地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ） 306単位/日（原則3年上限の個人加算）

- 入所者の栄養改善や食生活の質の向上を更に推進する観点から、施設に配置された管理栄養士又は栄養士による栄養管理の評価対象に定員40人以下の小規模施設を加えるとともに、管理栄養士を中心に行う利用者一人ひとりに応じた個別の栄養管理、経管栄養から経口栄養への移行、誤嚥が認められる者の経口維持、療養食の提供について評価を行う。

栄養士配置加算（Ⅰ） 27単位/日（定員40人以下の場合）

栄養士配置加算（Ⅱ） 15単位/日（同上）

栄養マネジメント加算 10単位/日

経口移行加算 28単位/日

経口維持加算 28単位・5単位/日

療養食加算 23単位/日

- 旧法入所施設からの移行者に係る報酬の算定期限を撤廃する。

（11）自立訓練（機能訓練）

- 経営実態調査の結果を踏まえ、訪問による訓練も含め、基本報酬の見直しを行う。

機能訓練サービス費（Ⅰ）（定員21～40人の場合）

668単位/日 → 701単位/日

機能訓練サービス費（Ⅱ）（訪問訓練）

（1時間未満） 187単位 → 254単位

（1時間以上） 280単位 → 584単位

（1日） （新規） → 750単位（視覚障害者の専門的訓練）

- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が中心となって、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを実施することについて評価を行う。

リハビリテーション加算 20単位/日

（12）自立訓練（生活訓練）

- 訪問による訓練に係る基本報酬について、訪問訓練の充実を図るため、単価を見直す。

生活訓練サービス費（Ⅱ）（訪問訓練：上限週2回→月14回かつ6月50回）

（1時間未満） 187単位 → 254単位

（1時間以上） 280単位 → 584単位

（宿泊型自立訓練）

- 基本報酬について、知的障害者通勤寮や精神障害者生活訓練施設における訓練の実情を踏まえ、利用開始から2年間の単価を一定とする。

生活訓練サービス費（Ⅲ）（宿泊型）

（1年以内） 270単位/日 → （2年以内） 270単位/日

（1年超） 162単位/日 → （2年超） 162単位/日

- 利用者の地域移行を促進するため、地域移行支援員を手厚く配置することについて評価を行う。

地域移行支援体制強化加算 55単位/日

- 一般の事業所で就労する利用者が大半を占める宿泊型自立訓練事業所において、利用者の自活に向けた支援の質の向上を図るため、日中において雇用先事業所との調整等の通勤者の生活面の支援をきめ細かく行う事業所による支援について評価を行う。

通勤者生活支援加算 18単位/日

- 入院時、帰宅時、退所時や、心身の状況等により出勤等ができない場合の日中における利用者の支援について、他の居住系サービスにおける報酬上の取扱いを踏まえ、報酬上の評価を明確化する。

入院時支援特別加算	1, 122単位・561単位（1月に1回）
長期入院時支援特別加算	76単位／日
帰宅時支援加算	374単位・187単位（1月に1回）
長期帰宅時支援加算	25単位／日
地域移行加算	500単位（利用中1回、退所後1回）
日中支援加算	270単位／日

- 共同生活介護と同様に、地域生活移行個別支援特別加算を設ける。
- 現行では、訓練の重複を避ける観点から、通所型の自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練を同時期に利用することはできないとしていることについて、昼夜を通じた訓練が必要な場合があることにかんがみ、両者の組み合わせ利用を可能とする。

（13）就労移行支援

- 基本報酬の一部について、就労移行支援の加算の充実に振り替える。

就労移行支援サービス費（I）（定員21～40人の場合）
769単位 → 759単位

- 就労移行支援体制加算について、一般就労への移行・定着の実績をきめ細かく報酬上の評価に反映するものへと見直す。

就労移行支援体制加算				
就労定着実績				
20%以上	26単位／日	→	5%以上15%未満	21単位／日
			25%未満	48単位／日
			35%未満	82単位／日
			45%未満	126単位／日
			45%以上	189単位／日

- 一般就労への移行支援の質の向上を図る観点から、そのノウハウを習得する研修の修了者等を就労支援員として配置する事業所のサービスについて評価を行う。

就労支援関係研修修了加算 11単位／日

- 一般就労の現場での訓練が利用者の就労移行に有効であることにかんがみ、施設外の一般の事業所等で行われる訓練について評価を行う。

施設外就労加算 100単位/日

(14) 就労継続支援A型

- 基本報酬において、手厚い就労支援体制（7.5：1）をとる事業所により提供されるサービスについて評価を行う。

**就労継続支援A型サービス費 → 就労継続支援A型サービス費(I) (7.5：1)
(定員21～40人の場合)
481単位/日 → 527単位/日**

- 一般就労の現場での就労の機会の提供が利用者の工賃向上に有効であることにかんがみ、就労移行支援と同様に、施設外就労加算を設ける。
- 重度者の利用促進を図る観点から、就労継続支援B型と同様に、重度者の利用に着目した評価を行う。

(15) 就労継続支援B型

- 基本報酬において、手厚い就労支援体制（7.5：1）をとる事業所により提供されるサービスについて評価を行う。また、これに伴い、障害基礎年金1級受給者の利用に着目した評価について、基本報酬から加算に振り替える。

**就労継続支援B型サービス費 (I) (7.5：1)
(定員21～40人の場合) 527単位/日**

**重度者支援体制加算 50単位/日 (定員21～40人の場合)
(障害基礎年金1級受給者が利用者の50%以上：(特定旧法指定施設から移行する場合は5%以上 (平成24年3月31日まで))**

- 現下の厳しい社会経済情勢を踏まえ、目標工賃達成加算の要件を緩和する。

**現行要件：前年度の平均工賃が、前々年度の平均工賃を超えていること。
→ 当該要件を廃止する (工賃引き上げ計画に基づく取組等を要件とする。)**

- 就労継続支援A型と同様に、施設外就労加算を設ける。

- 基準を超えて指導員を配置することにより、手厚い人員体制（6：1）をもって目標工賃の達成に向けた取組を行う事業所によるサービスについて評価を行う。

目標工賃達成指導員配置加算 72単位/日（定員21～40人の場合）

（16）共同生活援助（グループホーム）

- 基本報酬について、共同生活介護と同様に、世話人の配置に応じた評価とするとともに、長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合等における短期間の体験利用時の単価を設ける。

共同生活援助サービス費（1日につき）

171単位・116単位	→世話人4：1	257単位
	世話人5：1	211単位
	世話人6：1	181単位
	世話人10：1	120単位
	体験利用	287単位

- 夜間における防災体制の強化を図るため、警備会社との契約等により夜間の防災体制を整える事業所によるサービスについて評価を行う。

夜間防災体制加算 25～12単位/日（夜間利用者数に応じ）

- 共同生活介護と同様に、利用者が心身の状況等により就労又は日中活動系サービスの利用ができない場合の日中支援加算、及び医療観察法に基づく通院医療の利用者等についての地域生活移行個別支援特別加算を設ける。
- 小規模事業加算を廃止する。

（17）指定相談支援

- 質の高いケアマネジメントの実施体制を整えている事業所によるサービスについて評価を行う。

特定事業所加算 450単位/月

- 居宅介護と同様に、中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスについて特別地域加算を設ける。

2. 旧法施設

- 入所施設における食事・入浴等の手厚い支援及び栄養管理の実施を基本報酬で評価するとともに、入所施設・通所施設ともに、福祉専門職員の配置等の評価を基本報酬に取り込む。これに伴い、入所施設について栄養管理体制加算を廃止する。

(例)

旧知的障害者更生施設支援費（定員41～60人の入所更生施設の場合）

区分A 778単位/日 → 817単位/日

区分B 692単位/日 → 731単位/日

区分C 531単位/日 → 570単位/日

旧身体障害者授産施設支援費（定員41～60人の通所授産施設の場合）

区分A 452単位/日 → 457単位/日

区分B 437単位/日 → 442単位/日

区分C 404単位/日 → 409単位/日

- 新体系事業における各種加算の見直し内容及び各旧法施設の事業内容等を踏まえ、新体系事業と同様に、
 - ・ 通所施設について、食費負担を原材料費相当にする食事提供体制加算の適用期限を平成24年3月31日とするとともに、欠席時対応加算を設ける。
 - ・ 身体障害者更生施設等における理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等を中心とする個別のリハビリテーションの実施について、加算を設ける。
 - ・ 知的障害者入所更生施設における、強度行動障害者の支援について、初期の段階における手厚い支援を評価する。
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算及び知的障害者通所施設についての栄養管理体制加算の適用期限を平成24年3月31日とするとともに、激変緩和加算を廃止する（基金事業に移行して実施。）。

3. 障害児施設

- 経営実態調査の結果を踏まえ、障害児通園施設の基本報酬及び幼児加算の見直しを行う。また、難聴幼児通園施設については、定員20人の報酬区分を設ける。

知的障害児通園施設給付費（定員31～40人の場合）

607単位/日 → 637単位/日

幼児加算 264単位/日 → 277単位/日

盲ろうあ児施設給付費のうち難聴幼児通園施設

（定員20人） （新規） → 1,216単位/日

（定員21～30人） 1,019単位/日 → 1,070単位/日

（定員31～40人） 937単位/日 → 984単位/日

肢体不自由児施設給付費のうち肢体不自由児通園施設

316単位/日 → 332単位/日

幼児加算 264単位/日 → 277単位/日

- 障害児入所施設における食事・入浴等の手厚い支援の実施を基本報酬で評価する。
- 被虐待児への心理的ケアの充実を図る観点から、心理担当職員を配置する知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設及び肢体不自由児療護施設によるサービスについて評価を行う。

心理担当職員配置加算 26単位/日（定員31～40人の場合）

- 投薬等の医学的管理を必要とする児童の処遇向上を図る観点から、基準上看護職員の配置を要しない知的障害児施設、盲児施設及びろうあ児施設のうち、看護師を配置する事業所によるサービスについて評価を行う。

看護師配置加算 38単位/日（定員31～40人の場合）

- 利用者の便宜と社会資源の有効活用を図る観点から、盲児施設及びろうあ児施設の基本報酬について、知的障害児が利用する場合の報酬単価を設定する。

- 難聴幼児通園施設に関し、人工内耳装用児に対する丁寧な支援について評価を行う。

人工内耳装用児支援加算 608単位/日（定員20人の場合）

- 通園施設による家族支援を強化するため、家庭連携加算の算定回数を見直す。

家庭連携加算 1月に2回を限度 → 1月に4回を限度

- 新体系事業と同様に、
 - ・ 社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所又は常勤職員の割合が75%以上の事業所若しくは勤続年数が3年以上の常勤職員が30%以上の事業所によるサービスについて、福祉専門職員配置等加算を設ける。
 - ・ 施設に配置された管理栄養士又は栄養士による栄養管理の評価対象に小規模施設を加えるとともに、管理栄養士を中心に行う利用者一人ひとりに応じた個別の栄養管理を行う入所施設によるサービスについて加算を設ける。
 - ・ 通園施設について、食費負担を原材料費相当にする食事提供体制加算の適用期限を平成24年3月31日とするとともに、欠席時対応加算を設ける。
 - ・ 地域移行加算を設け、入所施設による退所時の支援について評価を行う。

地域移行加算 500単位（入所中1回、退所後1回）

- ・ 知的障害児施設及び第二種自閉症児施設における、強度行動障害者の支援について、初期の段階における手厚い支援を評価する。
- 激変緩和加算を廃止する（基金事業に移行して実施。）。

1 障害者自立支援対策臨時特例交付金における対応

事業運営安定化事業

1 事業の目的

旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村（障害児施設は都道府県・指定都市・児童相談所設置市）

(2) 事業の内容

ア 旧体系施設及び障害児施設における事業運営安定化事業

次に掲げる特定旧法指定施設及び障害児施設について従前の月払いによる報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

→ 平成18年3月においてサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設若しくは旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は平成18年9月においてサービスの提供実績を有する障害児施設

イ 新体系事業における事業運営安定化事業

平成18年度から平成23年度の間、次のアに掲げる施設が次のイのいずれかの事業に転換した場合であって、新体系移行後の報酬額が旧体系における報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

(ア) 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、旧知的障害者地域生活援助事業、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、旧精神障害者地域生活援助、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型又は精神障害者地域生活支援センター

(イ) 療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助若しくは共同生活介護事業所又は障害者支援施設

ウ 生活介護及び施設入所支援における報酬算定方法の変更に伴う激変緩和措置
平成21年度報酬改定において、平均障害程度区分に基づく報酬算定から個々の障害程度区分に基づく報酬算定方法へ改定したことにより、改定後の収入額が改定前の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

(3) 助成額

○旧体系施設の場合

((平成18年3月における実利用者数×22日又は30.4日)^(注) × 90% - 当該月の延べ利用者数) × 区分A単価

○障害児施設の場合

((平成18年9月における定員×22日又は30.4日)^(注) × 90% - 当該月の延べ利用者数) × 基本単価

(注) 通所の場合は22日、入所の場合は30.4日に乗じた数

○新体系事業の場合

(旧体系における収入額×90%) - (当該月の収入額)

※現行の算定方法を基本的に継続。(2)のウなど詳細については今後、事務処理要領により示す予定。

3 補助割合 障害者施設の場合・・・国1/2、都道府県1/4、支給決定市町村1/4
障害児施設の場合・・・国1/2、都道府県(政令指定都市・児童相談所設置市)1/2

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他

- ・利用者負担については、徴収は不可とする。
- ・事業者は介護給付費等の請求と併せて、国保連合会に対し、本助成金を請求する。
- ・平成20年度までにおける旧体系施設及び障害児施設における激変緩和加算(8割保障)は廃止し、事業運営安定化事業に統合する。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係・障害児支援係

新事業移行促進事業（新規）

1 事業の目的

新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に一定の助成を行う事業を設けることによって、旧体系施設から新体系への移行を促進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

特定旧法指定施設が下記の新体系事業所等へ移行した月において、当該月の利用者数に応じて、事業所等に助成を行う。（助成対象は移行した当該1か月に限る）

・対象事業：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、施設入所支援

(3) 補助単価

・生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
※障害者支援施設において行われるものを含む。

21年度	1人につき	6,000円
22年度	〃	5,700円
23年度	〃	5,400円

・施設入所支援

21年度	1人につき	5,000円
22年度	〃	4,750円
23年度	〃	4,500円

3 補助割合 国1/2、都道府県1/4、支給決定市町村1/4

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 利用者負担については、徴収は不可とする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

事業者コスト対策

1 事業の目的

障害者自立支援法の抜本的見直しが行われるため、これに伴う請求システムの改修経費や、諸物価の高騰等による各種経費の増加等により各事業者の事業運営が著しく圧迫されている状況に鑑み、引き続き追加的な事業者コスト対策として助成措置を講じることにより、安定的かつ円滑な新体系への移行等を支援することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

①事務処理コスト対策

平成21年度報酬改定に伴う請求システム改修にかかる費用について一定額を助成

②諸物価高騰対策

諸物価高騰によるコストの増加分について一定額を助成（都道府県ごとに助成単価を設定）

<助成額対象事業者等>

①事務処理コスト対策

(旧体系) 平成20年度中にサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は障害児施設
(新体系) 平成20年度までに指定を受けた居宅介護（重度訪問介護及び行動援護を含む。）、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助を行う事業所又は障害者支援施設

②諸物価高騰対策

(旧体系) 平成20年度中にサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は障害児施設
(新体系) 平成20年度までに指定を受けた療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型を行う事業所又は障害者支援施設

(3) 補助単価 ①事務処理コスト対策 1施設・事業所につき100千円と現に要する費用のいずれか少ない金額
②別に示す額（昨年度と同額）

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成20年度

※事務処理コスト対策について、請求システムの改修がやむを得ず翌年度に行われる場合は、21年度の実施も可能

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

2 福祉医療機構における経営資金について

福祉医療機構における経営資金について

- 貸付対象法人：社会福祉法人
- 貸付限度額：次のいずれか低い額
 - ・ 所要資金の80%
 - ・ 担保評価の70%
- 償還期間：5年以内
- 据置期間：6月以内
- 貸付利率：H21.2.20現在1.6%
(金銭消費貸借契約締結時の利率を適用)
- 貸付最低額：200万円
- 担保：不動産担保（貸付金額500万円以下は無担保）
- 保証人：法人代表者を含む2名以上

NO	サービス名	加算名	支給決定の有無	体制届出の有無	内容
1	居宅介護	初回加算			サービス提供責任者が、新規利用者に対し、居宅介護計画の作成とともに初回訪問時に自らがサービス提供を行なう又は事業所のヘルパーに同行訪問する等のサービス提供責任者の手間に着目し、本加算を創設
2		緊急時対応加算			家族の入院等による利用者からの緊急要請により、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更及びヘルパーの手配、場合によっては自らがサービス提供を行なう等のサービス提供責任者の手間に着目し、本加算を創設
3		特定事業所加算		○	地域で生活する障害者を支援する訪問系サービスのサービス提供事業所の確保を図る観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動環境の整備、重度障害者への対応などを積極的にを行っている特定の事業所を評価する本加算を創設。
4		特別地域加算	○		中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスに対して、その報酬に15%加算を行う。
5	重度訪問介護	初回加算			NO1と同様
6		緊急時対応加算			NO2と同様
7		特定事業所加算		○	NO3と同様
8		特別地域加算	○		NO4と同様
9	行動援護	初回加算			NO1と同様
10		緊急時対応加算			NO2と同様
11		特定事業所加算		○	NO3と同様
12		特別地域加算	○		NO4と同様
13	療養介護	福祉専門職員配置等加算		○	福祉人材の確保の必要性、また、サービスの質を確保する観点から、国家資格等を保有する専門性の高い職種(介護福祉士(CW)・社会福祉士(CSW)、精神保健福祉士(PSW)等)に対して報酬上の評価を行う。
14	生活介護	人員配置体制加算		○	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た事業所について、所定単位数を加算する。
15		福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
16		欠席時対応加算			利用者が当日に急病等によりサービスの利用をキャンセルした場合において、事業者が当該利用者やその家族等に連絡を取り、利用者の状況等の確認を行った場合に、所定単位数を算定する。
17		リハビリテーション加算		○	医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が利用者に対し支援を行っており、当該利用者のリハビリテーション実施計画の作成、見直し等を行っている場合等について報酬上の評価を行う。
18	児デイ	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
19		医療連携体制加算			医療機関等との連携により、看護職員を指定サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、利用者に対し一日につき所定単位数を算定する。
20		欠席時対応加算			NO16と同様
21		指導員加配加算		○	指定基準上で定められている職員配置とは別に直接処遇職員を配置している場合に本加算の対象とする。
22	短期入所	医療連携体制加算			NO19と同様
23		短期利用加算			指定短期入所を行った場合に、利用者が利用を開始した日から連続して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。
24		重度障害者支援加算	○		短期入所において、ケアホームで評価されている「重度障害者支援加算」を算定可能な取り扱いとする。
25		単独型加算		○	普段通り慣れた日中活動サービス事業で引き続き単独型短期入所を利用する者がいる場合は、昼間サービス提供を行う職員が引き続き夜間支援を行うことも考慮し、翌日の日中に夜間支援を行った職員に代えて非常勤職員を配置できるだけの人件費を加算で評価する。
26		栄養士配置加算		○	短期入所においても、施設入所支援で評価されている本加算を算定可能な取り扱いとする。
27		上限額管理加算	○		短期入所事業所も本加算の対象とする
28	重度包括	特別地域加算	○		NO4と同様
29	共同生活介護	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
30		医療連携体制加算			NO19と同様
31		地域生活移行個別支援特別加算	○	○	特別な支援が必要な者の支援を適切に行うため、精神保健福祉士や社会福祉士を加配することにより、関係者による調整会議の開催や特別な個別支援計画の作成、アセスメント等の支援を一定期間行った場合に算定する。
32		日中支援加算			名称変更(旧:日中介護等支援加算)
33	施設入所	夜勤職員配置体制加算		○	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た事業所について、所定単位数を加算する。
34		夜間看護体制加算		○	施設入所支援には「生活支援員」を配置することとされているが、夜間についても「喀痰吸引」等の医療的ケアが必要な利用者も考えられるため、施設入所支援の時間帯を通して、常に看護師を1人以上配置した場合に、利用者全員に対して加算を算定する。その際、配置するべき生活支援員に代わって看護師を配置した場合にも、加算を算定できることとする。
35		土日等日中支援加算			土日等休日の日中支援にかかる報酬上の評価を明確にするため、本加算を創設する。
36		栄養士配置加算		○	名称変更(旧:栄養管理体制加算)
37		栄養マネジメント加算		○	現行の栄養管理体制加算を「栄養士配置加算」と「栄養マネジメント加算」に分離し、障害者の栄養マネジメントを推進する。
38		経口移行加算			介護保険と同様に、経口移行を適切に行っている場合にも、経口移行加算により評価する。
39		経口維持加算			介護保険と同様に、経口維持を適切に行っている場合にも、経口維持加算により評価する。
40		療養食加算		○	介護保険と同様に、療養食管理を適切に行っている場合にも療養食加算により評価する。(算定する為には栄養士配置加算の体制届出が必要)
41		地域生活移行個別支援特別加算	○	○	NO31と同様
42		入所時特別支援加算			新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から30日の期間について所定単位数を加算する。

NO	サービス名	加算名	支給決定の有無	体制届出の有無	内容
43	機能訓練	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
44		欠席時対応加算			NO16と同様
45		リハビリテーション加算		○	NO17と同様
46	生活訓練	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
47		欠席時対応加算			NO16と同様
48		医療連携体制加算			NO19と同様
49	宿泊型自立訓練	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
50		入院時支援特別加算			旧知的障害者通動寮との格差をなくすため、本加算を創設する。
51		帰宅時支援加算			旧知的障害者通動寮との格差をなくすため、本加算を創設する。
52		長期入院時支援特別加算			旧知的障害者通動寮との格差をなくすため、本加算を創設する。
53		長期帰宅時支援加算			旧知的障害者通動寮との格差をなくすため、本加算を創設する。
54		地域生活移行個別支援特別加算	○	○	NO31と同様
55		日中支援加算			体調不良等により日中活動を欠席した者に対して必要な支援を行なった場合に、本加算を算定する(共同生活援助と同様)
56		通勤者生活支援加算		○	一般就労をしている者に対して、宿泊型自立訓練に併せて、障害者の就労に関する知識を有する者を配置し、職場での対人関係の調整や相談・助言等を行うことによる定着支援に加え、金銭の管理、健康管理等、一般就労している者に必要となる独立自活に向けての支援を行った場合に加算を算定する。
57		地域移行加算			旧知的障害者通動寮との格差をなくすため、本加算を創設する。
58		地域移行支援体制強化加算(仮)		○	地域移行支援員の配置について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た事業所について、所定単位数を加算する。
59	就労移行支援	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
60		欠席時対応加算			NO16と同様
61		医療連携体制加算			NO19と同様
62		就労支援関係研修修了加算		○	就労移行支援体制加算の対象となっている事業所等において、就労支援に従事する者として1年以上実務経験を持つ就労支援員が、「高齢・障害者雇用支援機構の地域障害者職業センターが実施する就労支援員向けの研修」又は「第1号職場適応援助者(ジョブコーチ)研修」を修了した場合、本加算を算定する。
63		就労移行支援体制加算		○	前年度、前々年度に就職し6ヶ月以上職場定着した者について、平均割合が現員の一定以上である場合、定着率に応じて加算する。
64		施設外就労加算(養成除く)			施設外就労の実施を積極的に進めるため、これらを実施した場合について、加算す
65	就労継続A	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
66		欠席時対応加算			NO16と同様
67		医療連携体制加算			NO19と同様
68		施設外就労加算			NO64と同様
69		重度者支援体制加算		○	障害基礎年金1級の障害者が利用者総数の一定割合以上の場合、加算する。
70	就労継続B	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
71		欠席時対応加算			NO16と同様
72		医療連携体制加算			NO19と同様
73		施設外就労加算			NO64と同様
74		重度者支援体制加算		○	NO69と同様
75		目標工賃達成指導員配置加算		○	目標工賃を達成するための専門指導員を1人以上配置した場合の加算制度を創設する。
76	共同生活援助	福祉専門職員配置等加算		○	NO13と同様
77		医療連携体制加算			NO19と同様
78		地域生活移行個別支援特別加算	○	○	NO31と同様
79		日中支援加算			区分3以下の利用者や共同生活援助の利用者についても、日中活動を欠席した場合に必要な支援を行った場合に加算を行う。
80		夜間防災体制加算		○	警備会社と契約を行う等、夜間の警備体制等を強化している事業所に対する加算を創設する。
81	相談支援	特定事業所加算		○	要件を満たすものとして都道府県知事に届け出た事業所に対し、1月につき所定単位数を加算する。
82		特別地域加算	○		NO4と同様

※ なお、本体報酬で新規に支給決定の必要があるものは以下のとおり
・生活介護及び施設入所支援・・・地域移行個別支援対象者決定
・自立訓練(機能訓練)・・・基本決定(視覚障害)

○平成21年4月以降の新規加算について(旧体系)

(別添6)

NO	サービス名	加算名	支給決定の有無	体制届出の有無	内容
1	旧身体入所更生	リハビリテーション加算		○	福祉人材の確保の必要性、また、サービスの質を確保する観点から、国家資格等を保有する専門性の高い職種(理学療法士(PT)・作業療法士(OT))に対して報酬上の評価を行う。
2		療養食加算			介護保険と同様に、療養食管理を適切に行っている場合にも療養食加算により評価する。
3	旧身体通所更生	欠席時対応加算			利用者が当日に急病等によりサービスの利用をキャンセルした場合において、事業者が当該利用者やその家族等に連絡を取り、利用者の状況等の確認を行った場合に、所定単位数を算定する。
4		リハビリテーション加算		○	NO1と同様
5	旧身体入所療護	リハビリテーション加算		○	NO1と同様
6		経口移行加算			介護保険と同様に、経口移行を適切に行っている場合にも、経口移行加算により評価する。
7		経口維持加算			介護保険と同様に、経口維持を適切に行っている場合にも、経口維持加算により評価する。
8		療養食加算			NO2と同様
9	旧身体通所療護	欠席時対応加算			NO3と同様
10		リハビリテーション加算		○	NO1と同様
11	旧身体入所授産	療養食加算			NO2と同様
12	旧身体通所授産	欠席時対応加算			NO3と同様
13	旧知的入所更生	療養食加算			NO2と同様
14	旧知的通所更生	欠席時対応加算			NO3と同様
15	旧知的入所授産	療養食加算			NO2と同様
16	旧知的通所授産	欠席時対応加算			NO3と同様

○平成21年4月以降の新規加算について(障害児)

(別添6)

NO	サービス名	加算名	支給決定の有無	体制届出の有無	内容
1	知的障害児施設	福祉専門職員配置等加算		○	福祉人材の確保の必要性、また、サービスの質を確保する観点から、国家資格等を保有する専門性の高い職種(介護福祉士(CW)・社会福祉士(GSW)、精神保健福祉士(PSW)等)に対して報酬上の評価を行う。
2		栄養士配置加算		○	名称変更(旧:栄養管理体制加算)
3		栄養マネジメント加算		○	現行の栄養管理体制加算を「栄養士配置加算」と「栄養マネジメント加算」に分離し、障害者の栄養マネジメントを推進する。
4		心理担当職員配置加算		○	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届け出た事業所について、所定単位数を加算する。
5		看護師配置加算		○	授業等医学的管理を必要とする児童に対する処遇の強化について、看護師による日常の体調把握や緊急時の対応など医療的支援体制の充実を図るため、本加算を創設。
6		地域移行加算			現在、障害福祉サービスで認められている本加算を設け、施設の退所に係る諸調整を評価する。但し、対象施設は、入所施設に限る。
7	第一種自閉症児	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
8		地域移行加算			NO6と同様
9	第二種自閉症児	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
10		栄養士配置加算		○	NO2と同様
11		栄養マネジメント加算		○	NO3と同様
12		心理担当職員配置加算		○	NO4と同様
13		地域移行加算			NO6と同様
14	知的障害児通園	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
15		欠席時対応加算			利用者が当日に急病等によりサービスの利用をキャンセルした場合において、事業者が当該利用者やその家族等に連絡を取り、利用者の状況等の確認を行った場合に、所定単位数を算定する。
16		栄養士配置加算		○	NO2と同様
17	盲児	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
18		栄養士配置加算		○	NO2と同様
19		栄養マネジメント加算		○	NO3と同様
20		心理担当職員配置加算		○	NO4と同様
21		看護師配置加算		○	NO5と同様
22		地域移行加算			NO6と同様
23	ろうあ児	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
24		栄養士配置加算		○	NO2と同様
25		栄養マネジメント加算		○	NO3と同様
26		心理担当職員配置加算		○	NO4と同様
27		看護師配置加算		○	NO5と同様
28		地域移行加算			NO6と同様
29	難聴幼児通園	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
30		欠席時対応加算			NO15と同様
31		栄養士配置加算		○	NO2と同様
32		人工内耳装用児支援加算	○		人工内耳を装用している障害児に対して、指定施設支援を行った場合に本加算を算定する。
33	肢体不自由児(入所)	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
34		地域移行加算			NO6と同様
35	肢体不自由児(通所)	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
36		欠席時対応加算			NO15と同様
37	肢体不自由児療護	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
38		栄養士配置加算		○	NO2と同様
39		栄養マネジメント加算		○	NO3と同様
40		心理担当職員配置加算		○	NO4と同様
41		地域移行加算			NO6と同様
42	肢体不自由児通園	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
43		欠席時対応加算			NO15と同様
44	指定医療機関(身体)	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
45		地域移行加算			NO6と同様
46	重症心身障害児	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
47		地域移行加算			NO6と同様
48	指定医療機関(重心)	福祉専門職員配置等加算		○	NO1と同様
49		地域移行加算			NO6と同様

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分	その他該当する体制等					適用開始日							
				地域区分	1特別区	2特甲地	3甲地	4乙地		5丙地						
各サービス共通				地域区分	1特別区	2特甲地	3甲地	4乙地	5丙地							
居宅介護				特定事業所	1	なし	2	I	3	II	4	III				
重度訪問介護				特定事業所	1	なし	2	I	3	II	4	III				
行動援護				特定事業所	1	なし	2	I	3	II	4	III				
療養介護	1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上	1 I型 2 II型 3 III型 4 IV型 5 V型		職員欠如		1	なし	2	あり							
				定員超過		1	なし	2	あり							
				福祉専門職員配置等		1	なし	2	あり							
				特別対策激変緩和加算対象		1	なし	2	あり							
				保障単位数		()	単位									
生活介護	1 21人以上40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上 5 20人以下	1 I型(1.7:1) 2 II型(2:1) 3 III型(2.5:1) 4 IV型(3:1) 5 V型(3.5:1) 6 VI型(4:1) 7 VII型(4.5:1) 8 VIII型(5:1) 9 IX型(5.5:1) 10 X型(6:1)		食事提供体制		1	なし	2	あり							
				視覚・聴覚等支援体制		1	なし	2	あり							
				福祉専門職員配置等		1	なし	2	あり							
				リハビリテーション加算		1	なし	2	あり							
				職員欠如		1	なし	2	あり							
				定員超過		1	なし	2	あり							
				特別対策激変緩和加算対象		1	なし	2	あり							
				保障単位数		()	単位									
				児童デイサービス	1 10人以下 2 11人以上20人以下 3 21人以上			施設区分		1	児童デイサービスI	2	児童デイサービスII			
								送迎体制		1	なし	2	あり			
福祉専門職員配置等		1	なし					2	あり							
指導員加配加算		1	なし					2	あり							
職員欠如		1	なし					2	あり							
定員超過		1	なし					2	あり							
短期入所				施設区分		1	福祉型	2	医療型							
				食事提供体制		1	なし	2	あり							
				単独型加算		1	なし	2	あり							
				栄養士配置		1	なし	2	その他栄養士	3	常勤栄養士	4	常勤管理栄養士			
				職員欠如		1	なし	2	あり							
				定員超過		1	なし	2	あり							
共同生活介護				夜間支援体制		1	なし	2	あり(対象利用者数 人)							
				福祉専門職員配置等		1	なし	2	あり							
				地域生活移行個別支援		1	なし	2	あり							
				重度障害者支援体制		1	なし	2	あり							
				自立生活支援体制		1	なし	2	あり							
				経過的給付		1	なし	2	あり							
				大規模住居		1	なし	2	定員8人以上	3	定員21人以上					
				職員欠如		1	なし	2	あり							
				特別対策激変緩和加算対象		1	なし	2	あり							
				保障単位数		()	単位									
施設入所支援	1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上			栄養士配置		1	なし	2	その他栄養士	3	常勤栄養士	4	常勤管理栄養士			
				夜間看護体制		1	なし	2	あり							
				小規模定員加算対象(注4)		1	なし	2	あり							
				地域生活移行個別支援		1	なし	2	あり							
				重度障害者支援I体制		1	なし	2	あり							
				重度障害者支援II体制		1	なし	2	あり							
				職員欠如		1	なし	2	あり							
				夜勤職員配置体制		1	なし	2	あり							
				定員超過		1	なし	2	あり							
				特別対策激変緩和加算対象		1	なし	2	あり							
保障単位数		()	単位													

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分	その他該当する体制等					適用開始日					
各サービス共通				地域区分	1特別区	2特甲地	3甲地	4乙地	5丙地					
自立訓練		1 21人以上40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上 5 20人以下		施設区分	1 機能訓練	2 生活訓練	3 生活訓練（宿泊型）							
				食事提供体制		1 なし	2 あり							
				定員超過		1 なし	2 あり							
				訪問訓練		1 なし	2 あり							
				視覚・聴覚等支援体制		1 なし	2 あり							
				福祉専門職員配置等		1 なし	2 あり							
				リハビリテーション加算		1 なし	3 あり							
				地域生活移行個別支援		1 なし	2 あり							
				通勤者生活支援		1 なし	2 あり							
				地域移行支援体制強化		1 なし	2 あり							
				視覚障害機能訓練専門職員配置		1 なし	2 あり							
				短期滞在		1 なし	2 宿直体制	3 夜勤体制						
				精神障害者退院支援施設		1 なし	2 宿直体制	3 夜勤体制						
				職員欠如		1 なし	2 あり							
				標準期間超過		1 なし	2 あり							
				特別対策激変緩和加算対象		1 なし	2 あり							
保障単位数		() 単位												
訓練等給付 就労移行支援		1 21人以上40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上 5 20人以下		施設区分	1 一般型	2 資格取得型								
				食事提供体制		1 なし	2 あり							
				定員超過		1 なし	2 あり							
				福祉専門職員配置等		1 なし	2 あり							
				就労移行支援体制		1 なし 2 定着率が5分以上1割5分未満 3 定着率が1割5分以上2割5分未満 4 定着率が2割5分以上3割5分未満 5 定着率が3割5分以上4割5分未満 6 定着率が4割5分以上								
				就労支援関係研修修了		1 なし	2 あり							
				視覚・聴覚等支援体制		1 なし	2 あり							
				精神障害者退院支援施設		1 なし	2 宿直体制	3 夜勤体制						
				職員欠如		1 なし	2 あり							
				標準期間超過		1 なし	2 あり							
				特別対策激変緩和加算対象		1 なし	2 あり							
				保障単位数		() 単位								
				就労継続支援		1 21人以上40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上 5 20人以下	1 I型(7.5:1) 2 II型(10:1)	施設区分	1 A型	2 B型				
								食事提供体制		1 なし	2 あり			
								定員超過		1 なし	2 あり			
								就労移行支援体制		1 なし	2 あり			
目標工賃達成		1 なし	2 I型					3 II型						
視覚・聴覚等支援体制		1 なし	2 あり											
福祉専門職員配置等		1 なし	2 あり											
目標工賃達成指導員配置		1 なし	2 あり											
重度者支援体制		1 なし	2 あり											
職員欠如		1 なし	2 あり											
就労継続A型利用者負担減免		1 なし	2 減額()円					3 免除						
特別対策激変緩和加算対象		1 なし	2 あり											
保障単位数		() 単位												
共同生活援助			1 III型(6:1) 2 IV型(10:1) 3 I型(4:1) 4 II型(5:1)					夜間防災体制	1 なし	2 あり(対象利用者数)人				
								自立生活支援		1 なし	2 あり			
								経過的居宅介護利用型		1 非該当	2 該当			
				福祉専門職員配置等		1 なし	2 あり							
				地域生活移行個別支援		1 なし	2 あり							
				大規模住居		1 なし	2 定員8人以上	3 定員21人以上						
職員欠如		1 なし	2 あり											
相談支援事業				特定事業所	1 なし	2 あり								

注 網掛けは、報酬改定により新たに追加された項目です。

注1 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を記載してください。

注2 「地域区分」欄には、①特別区、②特甲地、③甲地、④乙地、⑤丙地のいずれか該当する区分を記載してください。

注3 「福祉専門職員配置等」欄について、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の要件を満たす事業所は「2あり」を設定する

注4 「小規模定員加算対象」欄については施設入所において加算として算定しないので、当該項目は「1なし」を必ず設定する。

介護給付費（旧法施設支援）の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	その他該当する体制等					適用開始日	
			地域区分	1特別区	2特甲地	3甲地	4乙地		5丙地
各サービス共通			地域区分	1特別区	2特甲地	3甲地	4乙地	5丙地	
旧身体障害者更生施設支援（入所）		1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上90人以下 4 91人以上	栄養士配置（注4）	1なし 2その他栄養士 3常勤栄養士 4常勤管理栄養士					
			視覚・聴覚言語障害者支援体制	1なし 2あり					
			福祉専門職員配置等（注5）	1なし 2あり					
			リハビリテーション加算	1なし 2あり					
			定員超過	1なし 2あり					
			常勤医師配置	1なし 2あり					
			重度重複障害者加算	1なし 2あり					
			特別対策激変緩和加算対象	1なし 2あり					
保障単位数	() 単位								
旧身体障害者更生施設支援（通所）			食事提供体制	1なし 2あり					
			福祉専門職員配置等（注5）	1なし 2あり					
			リハビリテーション加算	1なし 2あり					
			定員超過	1なし 2あり					
			重度重複障害者加算	1なし 2あり					
			特別対策激変緩和加算対象	1なし 2あり					
			保障単位数	() 単位					
旧身体障害者療護施設支援（入所）		1 10人 2 11人以上20人以下 3 30人以上40人以下 4 41人以上60人以下 5 61人以上90人以下 6 91人以上	栄養士配置（注4）	1なし 2その他栄養士 3常勤栄養士 4常勤管理栄養士					
			福祉専門職員配置等（注5）	1なし 2あり					
			リハビリテーション加算	1なし 2あり					
			定員超過	1なし 2あり					
			常勤医師配置	1なし 2あり					
			看護師加算	1なし 2あり					
			神経内科医配置	1なし 2あり					
			重度重複障害者加算	1なし 2あり					
			特別対策激変緩和加算対象	1なし 2あり					
			保障単位数	() 単位					
旧身体障害者療護施設支援（通所）		1 4人 2 5人以上10人以下 3 11人以上20人以下	食事提供体制	1なし 2あり					
			福祉専門職員配置等（注5）	1なし 2あり					
			リハビリテーション加算	1なし 2あり					
			定員超過	1なし 2あり					
			重度重複障害者加算	1なし 2あり					
			特別対策激変緩和加算対象	1なし 2あり					
			保障単位数	() 単位					
旧身体障害者授産施設支援（入所）		1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上90人以下 4 91人以上	栄養士配置（注4）	1なし 2その他栄養士 3常勤栄養士 4常勤管理栄養士					
			視覚・聴覚言語障害者支援体制	1なし 2あり					
			福祉専門職員配置等（注5）	1なし 2あり					
			定員超過	1なし 2あり					
			重度重複障害者加算	1なし 2あり					
			特別対策激変緩和加算対象	1なし 2あり					
			保障単位数	() 単位					
旧身体障害者授産施設支援（通所）		1 20人 2 21人以上40人以下 3 41人以上60人以下 4 61人以上	食事提供体制	1なし 2あり					
			福祉専門職員配置等（注5）	1なし 2あり					
			定員超過	1なし 2あり					
			重度重複障害者加算	1なし 2あり					
			特別対策激変緩和加算対象	1なし 2あり					
			保障単位数	() 単位					

提供サービス	定員数	定員規模	その他該当する体制等					適用開始日	
			地域区分	1特別区	2特甲地	3甲地	4乙地		5丙地
各サービス共通			地域区分	1特別区	2特甲地	3甲地	4乙地	5丙地	
旧知的障害者更生施設支援（入所）	1 10人 2 11人以上20人以下 3 30人以上40人以下 4 41人以上60人以下 5 61人以上90人以下 6 91人以上		栄養士配置（注4）	1なし 2その他栄養士 3常勤栄養士 4常勤管理栄養士					
			福祉専門職員配置等（注5）	1なし 2あり					
			強度行動障害者特別支援加算	1なし 2あり					
			自活訓練加算（Ⅰ）	1なし 2あり					
			自活訓練加算（Ⅱ）	1なし 2あり					
			定員超過	1なし 2あり					
			重度重複障害者加算	1なし 2あり					
			特別対策激変緩和加算対象	1なし 2あり					
保障単位数	（ ）単位								
旧知的障害者更生施設支援（通所）	1 20人 2 21人以上40人以下 3 41人以上60人以下 4 61人以上		栄養管理体制	1なし 2その他栄養士 3常勤栄養士 4常勤管理栄養士					
			食事提供体制	1なし 2あり					
			福祉専門職員配置等（注5）	1なし 2あり					
			定員超過	1なし 2あり					
			重度重複障害者加算	1なし 2あり					
			特別対策激変緩和加算対象	1なし 2あり					
			保障単位数	（ ）単位					
旧知的障害者授産施設支援（入所）	1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上90人以下 4 91人以上		栄養士配置（注4）	1なし 2その他栄養士 3常勤栄養士 4常勤管理栄養士					
			福祉専門職員配置等（注5）	1なし 2あり					
			自活訓練加算（Ⅰ）	1なし 2あり					
			自活訓練加算（Ⅱ）	1なし 2あり					
			定員超過	1なし 2あり					
			重度重複障害者加算	1なし 2あり					
			特別対策激変緩和加算対象	1なし 2あり					
保障単位数	（ ）単位								
旧知的障害者授産施設支援（通所）	1 20人 2 21人以上40人以下 3 41人以上60人以下 4 61人以上		栄養管理体制	1なし 2その他栄養士 3常勤栄養士 4常勤管理栄養士					
			食事提供体制	1なし 2あり					
			福祉専門職員配置等（注5）	1なし 2あり					
			定員超過	1なし 2あり					
			重度重複障害者加算	1なし 2あり					
			特別対策激変緩和加算対象	1なし 2あり					
			保障単位数	（ ）単位					
旧知的障害者通勤寮支援			食事提供体制	1なし 2あり					
			福祉専門職員配置等（注5）	1なし 2あり					
			定員超過	1なし 2あり					
			特別対策激変緩和加算対象	1なし 2あり					
			保障単位数	（ ）単位					

注 網掛けは、報酬改定により新たに追加された項目です。

注1 「地域区分」欄には、①特別区、②特甲地、③甲地、④乙地、⑤丙地のいずれか該当する区分を記載してください。

注2 「特別対策激変緩和加算対象」欄が「2あり」の場合は、市町村への給付費請求時に添付した「激変緩和加算に係る利用実績記録票」（算定シート⑦又は⑧、直近のもの）の写しを添付すること。

注3 「保障単位数（助成算定基準単位数）」欄には、特別対策激変緩和加算の算定シート⑦（旧法施設相互利用あり）に該当する場合について、当該算定シート⑦の「当該施設の助成算定基準単位数」（⑩欄）の値を記入すること。※算定シート⑧（旧法施設相互利用なし）に該当する場合は記入不要

注4 栄養士配置は旧法施設において加算として算定しないので、当該項目は原則「1なし」を設定する。ただし、療養食加算の要件を満たす事業所においては、当該項目を「2～4」で設定する。

注5 福祉専門職員配置等加算は旧法施設において加算として算定しないので、当該項目は「1なし」を必ず設定する。

障害児施設給付費の算定に係る体制等状況一覧表

施設種別	定員規模	その他該当する体制等			適用開始日	
		地域区分	①百分の十三 ④百分の八 ⑦百分の五 ⑩百分の三 ⑬その他	②百分の十一 ⑤百分の七 ⑧百分の五 ⑪百分の二		③百分の十 ⑥百分の六 ⑨百分の四 ⑫百分の一 ()
〇人		栄養士配置	1 なし 2 その他栄養士 3 常勤栄養士 4 常勤管理栄養士			
		職業指導員体制	1	なし	2 あり	
		小規模施設としての加算体制	1	なし	2 あり	
		重度知的障害児収容棟の設置	1	なし	2 あり	
		肢体不自由児施設重度病棟の設置	1	なし	2 あり	
		強度行動障害加算体制の整備	1	なし	2 あり	
		障害児通園施設の相互利用制度体制の整備(受入可能対象児)				
		自活訓練加算(Ⅰ)	1	なし	2 あり	
		自活訓練加算(Ⅱ)	1	なし	2 あり	
		重度盲ろうあ児支援加算	1	なし	2 あり	
		定員超過	1	なし	2 あり	
		特別対策激変緩和加算対象	1	なし	2 あり	
		福祉専門職員配置等	1	なし	2 あり	
		看護師の配置	1	なし	2 あり	
心理担当職員の配置	1	なし	2 あり			

注 網掛けは、報酬改定により新たに追加された項目です。

注1 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。

注2 「地域区分」欄には、①～⑬のいずれか該当する区分を記載すること。

注3 栄養士配置加算(Ⅰ)については「3:常勤栄養士または4:常勤管理栄養士」を選択する。

栄養士配置加算(Ⅱ)については「2:その他栄養士」を選択する。

栄養マネジメント加算については「4:常勤管理栄養士」を選択する。

注4 「職業指導員体制」は知的障害児施設、第2種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設が対象施設となる。

注5 「小規模施設としての加算体制」は知的障害児施設、第2種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設が対象施設となり、人員上の要件を満たすこと。

注6 「重度知的障害児収容棟」は、昭和39年3月13日厚生省発第197号厚生省児童局長通知「重度知的障害児収容棟の設置について」昭和39年3月13日発第197号厚生省児童局長通知「重度知的障害児収容棟の設備及び運営の基準について」の要件を満たすこと。

「肢体不自由児施設重度病棟」は、昭和39年9月12日厚生省発第186号厚生省事務次官通知「肢体不自由児施設重度病棟の設置について」昭和39年9月12日厚生省発第809号厚生省児童家庭局長通知「重度肢体不自由児施設重度病棟の設備及び運営の基準について」の要件を満たすこと。

注7 「強度行動障害加算」は知的障害児施設、第2種自閉症児施設のいずれかで、「厚生労働大臣が定める者等」の設備上の要件を満たすこと。(平成16年1月16日障発第0106001号障害保健福祉部長通知「強度行動障害加算実施要綱」参照)

注8 障害児通園施設の相互利用制度体制の整備については、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設が対象。(平成10年8月11日障発第39号障害福祉課長通知参照)

注9 「自活訓練加算」は知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症施設が対象

注10 「看護師配置加算」は知的障害児施設、盲児施設、ろうあ児施設が対象

注11 「心理担当職員配置加算」は知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設が対象

注12 「福祉専門職員配置等」欄について、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の要件を満たす事業所は「2 あり」を設定する

* 必要に応じ適宜添付書類を提出すること。

障 号 外
平成21年2月12日

指定障害児者支援施設設置者 }
指定障害福祉サービス事業所設置者 } 様

栃木県保健福祉部長 荒 川 勉

「平成20年度 事業コスト増に対する支援実施要領」の制定について（通知）

このことについて、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施にあたり、「平成20年度 事業コスト増に対する支援実施要領」を別添のとおり制定しましたので、通知します。

障害福祉課施設福祉担当
担当：峰岸
TEL 028-623-3059

平成20年度 事業コスト増に対する支援実施要領

第1 趣 旨

事業コスト増に対する支援（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成19年2月6日付け障発第02006004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目 的

本事業は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の報酬改定等に伴う請求事務処理コストの増加、諸物価の高騰による各種経費の増加等により事業運営が著しく圧迫されている事業者に対して、コスト増に対する経費の一部を助成することにより、安定的かつ円滑な新体系への移行等を支援することを目的とする。

第3 実施主体

本事業の実施主体は、栃木県（以下「県」という。）とする。

第4 事業内容等

本事業の内容等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 請求システムの改修等を行う事業者に対する助成

① 事業内容

平成20年度において、平成21年度障害福祉サービス費等の報酬改定に伴う請求システムの改修等を行う事業者に対して、助成を行う。

② 事業者の要件

①に規定する事業者は、平成21年3月31日現在において次のいずれかの事業（公立民営の事業、基準該当事業を除く。）を行うものであること。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人又は営利法人は、除くものとする。

ア 法第5条に規定する障害福祉サービス、障害者支援施設

イ 法附則第20条に規定する旧法指定施設

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する知的障害児施設、重症心身障害児施設

(2) 諸物価の高騰に伴いコストが著しく増加する事業者に対する助成

① 事業内容

平成20年1月1日から平成21年3月31日までににおいて、事業所又は施設の訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、医務室、静養室等の各室を暖房するために、電気、水道、ガス、重油又は灯油を購入する事業者に対して、これらの経費のうち諸物価の高騰相当分について一定額の助成を行う。

② 事業者の要件

①に規定する事業者は、平成21年3月31日現在において次のいずれかの事業（公立民営の事業、基準該当事業を除く。）を行うものであること。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人又は営利法人は、除くものとする。

ア 法第5条に規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練、就

- 労移行支援、就労継続支援又は障害者支援施設
- イ 法附則第20条に規定する旧法指定施設
 - ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する知的障害児施設、重症心身障害児施設

第5 事業の実施年度

本事業の実施年度は、平成20年度とする。

第6 県の補助

県は、本事業に要する経費について、次に定める基準額及び別に定める交付要領に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、それぞれの基準額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 請求システムの改修等を行う事業者に対する助成
1 事業所又は施設あたり、100,000円とする。
ただし、請求システムの改修等に要する経費が基準額未満の場合は、その額を基準額とする。
- (2) 諸物価の高騰に伴いコストが著しく増加する事業者に対する助成
1 事業所又は施設あたり、平成20年11月から平成21年3月までの平均実利用者数（当該期間の延べ利用者数を当該期間の総開所日数で除して得た人数。ただし、算出された人数に1人未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入するものとする。）に2,500円を乗じて得た額とする。
ただし、暖房に要する電気代、ガス代及びボイラー用燃料として重油又は灯油の購入に要する経費が基準額未満の場合は、その額を基準額とする。

第7 利用者負担

本事業の実施にあたって、利用者からの負担を求めないものとする。

第8 その他

- (1) 請求システムの改修等を行う、又は諸物価の高騰に伴いコストが著しく増加する事業者の長は、交付要領第6条に定める「障害者自立支援特別対策事業計画書（別紙2）」の別紙として別紙様式1及び別紙様式1-2を提出するものとする。
- (2) 事業者の長は、交付要領第11条に定める「障害者自立支援特別対策事業実施状況調（別紙2）」の別紙として別紙様式2及び別紙様式2-2を提出するものとする。
- (3) 知事は、この要領の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年度分の事業について適用する。

(別紙様式1)

事業コスト増に対する支援実施計画書

1 事業者（設置者）

名称	
所在地	
電話番号	
代表者	

2 当該事業を協議しようとする事業所・施設

名称	
所在地	
電話番号	
管理者	
事業所・施設の種別	

3 補助協議所要額

事業種別	所要見込額
請求システムの改修等	改修費等
	支出予定額 _____ 円①
	補助基準額 (100,000円と①のうち少ない額) _____ 円(a) (千円未満切り捨て)
諸物価の高騰	補助基準額 (別紙様式1-2より) _____ 円(b) (千円未満切り捨て)
補助基準額(a+b)	_____ 円

※添付書類

- ・ 請求システムの改修等：納入（予定）日及び支払（契約）金額を確認できる書類
具体的な例：支出内訳が判る支出決議書、契約書及び領収書等の写し
(法人の原本証明必要)
- ・ 諸物価の高騰：補助対象月の電気代・ガス代・重油及び灯油に係る納入又は使用量、
購入費等を確認できる書類
具体的な例：納品書、領収書及びボイラー日誌等の写し(法人の原本証明必要)

(別紙様式1-2)

諸物価の高騰 補助基準額計算表

事業所・ 施設名	
-------------	--

	11月	12月	1月	2月	3月 (見込)	計
延べ利用者数 (人)						0
開所日数 (日)						0
平均利用者数 (人/日)	小数点以下四捨五入→					#DIV/0!
11月～3月の見込平均利用者数×2,500円＝ #DIV/0! 円 ②						

	5月(基準)	11月	12月	1月	2月	3月 (見込)	計
電気・ガス 料金(円)							
上記のうち 暖房費相当分(円)		0	0	0	0	0	0
暖房に係る 重油・灯油購入費(円)							0
支出予定額＝							0円 ③

補助基準額(②と③のうち少ない額、千円未満切り捨て)＝ #DIV/0! 円
--

※着色されたセルのみ記入してください。残りは自動計算されます。

※「電気・ガス料金のうち暖房費相当分」と「暖房に係る重油・灯油購入費」のうち一方が「見込平均利用者数×2,500円」を上回る場合は、もう一方を記入する必要はありません。

※平成21年3月については、見込値を記入願います。

※交付申請額で補助金額が決定されるため、実績値が見込値を上回る場合も交付額は増額できませんので、見込値は十分精査した数としてください。

(別紙様式2)

事業コスト増に対する支援実績報告書

1 事業者（設置者）

名称	
所在地	
電話番号	
代表者	

2 当該事業を協議した事業所・施設

名称	
所在地	
電話番号	
管理者	
事業所・施設の種類	

3 補助協議所要額

事業種別	所要見込額
請求システムの改修等	改修費等 支出予定額 _____ 円① 補助基準額 (100,000円と①のうち少ない額) _____ 円(a) (千円未満切り捨て)
諸物価の高騰	補助基準額 (別紙様式1-2より) _____ 円(b) (千円未満切り捨て)
補助基準額(a+b)	_____ 円

※添付書類

- ・ 請求システムの改修等：納入日及び支払（契約）金額を確認できる書類
具体的な例：支出内訳が判る支出決議書、契約書及び領収書等の写し
(法人の原本証明必要)
- ・ 諸物価の高騰：補助対象月の電気代・ガス代・重油及び灯油に係る納入又は使用量、
購入費等を確認できる書類
具体的な例：納品書、領収書及びボイラー日誌等の写し(法人の原本証明必要)

(別紙様式2-2)

諸物価の高騰 補助基準額計算表

事業所・ 施設名	
-------------	--

	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ利用者数 (人)						0
開所日数 (日)						0
平均実利用者数 (人/日)	小数点以下四捨五入→					#DIV/0!
11月～3月の平均実利用者数×2,500円＝ #DIV/0! 円 ②						

	5月(基準)	11月	12月	1月	2月	3月	計
電気・ガス 料金(円)							
上記のうち 暖房費相当分(円)		0	0	0	0	0	0
暖房に係る 重油・灯油購入費(円)							0
実支出額＝							0円 ③

補助基準額(②と③のうち少ない額、千円未満切り捨て)＝ #DIV/0! 円
--

※着色されたセルのみ記入してください。残りは自動計算されます。

※「電気・ガス料金のうち暖房費相当分」と「暖房に係る重油・灯油購入費」のうち一方が「平均実利用者数×2,500円」を上回る場合は、もう一方を記入する必要はありません。

障 号 外
平成 2 1 年 2 月 1 2 日

指定障害児者支援施設設置者 }
指定障害福祉サービス事業所設置者 } 様

栃木県保健福祉部障害福祉課長

「平成 2 0 年度事業コスト増に対する支援」に係る障害者自立支援特別対策事業費補助金の交付申請について（依頼）

このことについて、「障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領」第 6 条の規定により、下記の事項に留意の上、平成 2 1 年 3 月 1 3 日（金）までに交付申請書を提出されるようお願いします。

なお、「平成 2 0 年度 事業コスト増に対する支援実施要領」（別紙様式含む）につきましては、栃木県障害福祉課ホームページ「市町村ダウンロード用ページ」に掲載します。

<http://www.pref.tochigi.jp/shogai/ssgr/01.html>

記

1 提出書類

【「障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領」関係】

- ① 障害者自立支援対策事業費補助金交付申請書（別記様式第 2）
- ② 障害者自立支援特別対策事業費補助金所要額調書（別記様式第 2（別紙 1））
- ③ 障害者自立支援特別対策事業計画書（別記様式第 2（別紙 2））
- ④ 収支予算計画書（様式任意）

【「平成 2 0 年度 事業コスト増に対する支援実施要領」関係】

- ⑤ 事業コスト増に対する支援実施計画書（別紙様式 1、別紙様式 1－2）
- ⑥ その他別紙様式 1 に定める添付書類
※ 事業所・施設ごとに作成すること

2 その他

- ・ 提出部数は各 1 部とします。

障害福祉課施設福祉担当

担当：峰岸

TEL 028-623-3059

『平成20年度 事業コスト増に対する支援』事務処理スケジュール

1 交付申請関係

「障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領」第6条（交付の申請）に基づき、以下の書類を、障害福祉課施設福祉担当まで各1部ずつ提出する。

（提出すべき申請書の名称）

- ・ 障害者自立支援特別対策事業費補助金交付申請書（別記様式第2）

（添付書類）

- ① 障害者自立支援特別対策事業費補助金所要額調書（別紙1）
- ② 障害者自立支援特別対策事業計画書（別紙2）
- ③ 歳入歳出予算（見込）書抄本（任意様式）
- ④ 事業コスト増に対する支援実施計画書（別紙様式1、別紙様式1-2）
- ⑤ その他別紙様式1に定める添付書類

（提出期限）

平成21年3月13日（金） →→ 県から各事業者あて交付決定通知を送付（3月末頃）

2 実績報告関係

「障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領」第11条（実績報告）に基づき、以下の書類を、障害福祉課施設福祉担当まで各1部ずつ提出する。

（提出すべき報告書の名称）

- ・ 障害者自立支援特別対策事業費補助金実績報告書（別記様式第5）

（添付書類）

- ① 障害者自立支援特別対策事業費補助金精算書（別紙1）
- ② 障害者自立支援特別対策事業実施状況調（別紙2）
- ③ 収支決算書抄本（任意様式）
- ④ 事業コスト増に対する支援実績報告書（別紙様式2、別紙様式2-2）
- ⑤ その他別紙様式2に定める添付書類

（提出期限）

平成21年4月15日（水） →→ 県から各事業者あて額の確定通知を送付（4月末頃）

3 補助金の請求関係

「障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領」第12条（補助金の請求）に基づき、以下の書類を、障害福祉課施設福祉担当まで各1部ずつ提出する。

（提出すべき報告書の名称）

- ・ 障害者自立支援特別対策事業費補助金交付請求書（別記様式第6）

（添付書類）

- ① 確定通知書の写し
- ② 債権者登録申出書

（提出期限）

平成21年 月 日（ ） →→ 債権者登録申出された口座に振込（5月末頃）

事務連絡

平成 21 年 3 月 9 日

各関係事業所担当者 様

栃木県保健福祉部障害福祉課施設福祉担当

平成 20 年度事業運営円滑化事業に係る激変緩和加算の請求について

事業運営円滑化事業に係る激変緩和加算については、原則としてサービス提供翌月に介護給付費等と併せて請求していただいているところですが、特別対策事業に係る補助金としての性質上、平成 20 年度分については平成 21 年 4 月をもって締め切ることとなります。

つきましては、事業運営円滑化事業に係る激変緩和加算が算定される事業所におかれましては、平成 20 年 4 月から平成 21 年 2 月利用分の月遅れ請求分及び平成 21 年 3 月利用分について、返戻等が発生しないよう御確認の上、必ず平成 21 年 4 月 10 日（金）までに国保連合会あて請求されるようお願いいたします。

栃木県保健福祉部障害福祉課
施設福祉担当 飯田
TEL 028-623-3059
FAX 028-623-3052